

第58期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 2022年9月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室

目次

■ 第58期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	7
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	39
■ 監査報告書	41

議決権行使期限
2022年9月27日（火曜日）
午後5時30分まで

一正蒲鉾株式会社

証券コード：2904

「新型コロナウイルス 感染拡大防止への対応について」

開催日現在の状況に鑑み、適切な感染防止措置を講じてまいりますが、本株主総会につきましては、可能な限り事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席される株主の皆さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

当社の判断に基づき、株主総会会場において株主の皆さまの安全確保及び感染拡大防止のための措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、招集ご通知をお届けし、株主総会の議案の内容及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

当社は当期（2021年7月1日～2022年6月30日）より「ICHIMASA30ビジョン（2016年度～2045年度）」ファーストステージの第二次中期経営計画をスタートいたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響やウクライナ情勢による国際経済の混乱、エネルギーコストや原材料価格の高騰など、事業環境は計画策定時に比べ極めて不透明な状況となっておりますが、全社で課題に取り組み、新たな成長をめざし前進してまいります。

引き続き、株主の皆さまの一層のご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。



代表取締役 社長執行役員
野崎 正博

社是

人生はやまびこである

「正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、私たちは「誠実」「謙虚」「感謝」の心ですべての方に幸せと喜びをお届けします。

経営理念

安全・安心を基本として、ユーザーに信頼され、愛され、感動される商品・サービスを提供することで、社会になくてはならない企業として貢献します。

— ICHIMASA30ビジョン —

“安全・安心”に“健康・環境”と
“心の豊かさ”をプラスして世界中に
日本の“食”で貢献するグローバル企業

常に技術を探求し、未来に向けて
あらゆる“食”の情報を発信する
食品バイオ企業

あらゆるステークホルダーの皆さまに
“食”を中心に“幸せ”と“喜び”を
お届けするあたたかい企業

証券コード2904
2022年9月7日

株 主 各 位

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役社長執行役員 野崎正博

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための適切な措置を実施したうえで開催させていただくことといたしました。株主の皆さまの安全確保及び感染拡大防止のために、可能な限り書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

事前に議決権行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年9月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第58期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知並びに株主総会参考書類の英訳を当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://corporate.ichimasa.co.jp/ir/stock/meeting/
同英訳 (English)	https://corporate.ichimasa.co.jp/en/ir/stock/meeting/

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

1. 株主の皆さまへのお願い

- ①議決権行使書のご返送又はインターネットにより事前に議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ②社会的距離（ソーシャルディスタンス）確保の観点から、座席を十分に確保できず入場をお断りする場合もございますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ③所要時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明を省略いたします。本招集ご通知を事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

2. ご来場される株主の皆さまへのお願い

- ①感染拡大防止のために検温の実施、アルコール消毒の実施及びマスクのご着用をお願いを予定しておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ②発熱が確認された方やその他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合やご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆さまに対する公平な利益還元の観点から、総会当日のお土産の配布を取りやめさせていただいております。
- ④当社役員及び株主総会スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。

3. 今後の状況により当日の運営を変更する場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.ichimasa.co.jp>) においてお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**株主総会当日のご来場をお控えいただき**、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**書面（郵送）**又はインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

**行使
期限**

2022年9月27日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

**行使
期限**

2022年9月27日（火曜日）
午後5時30分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

なお、2022年9月17日（土曜日）午前5：00より2022年9月20日（火曜日）午前5：00までは、システムメンテナンスのため「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

株主総会にご出席される場合



**開催
日時**

2022年9月28日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所**

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社 2階会議室

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について】

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

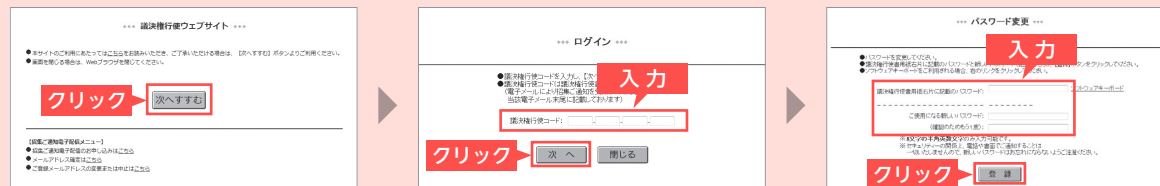


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、1株につき**12円**の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

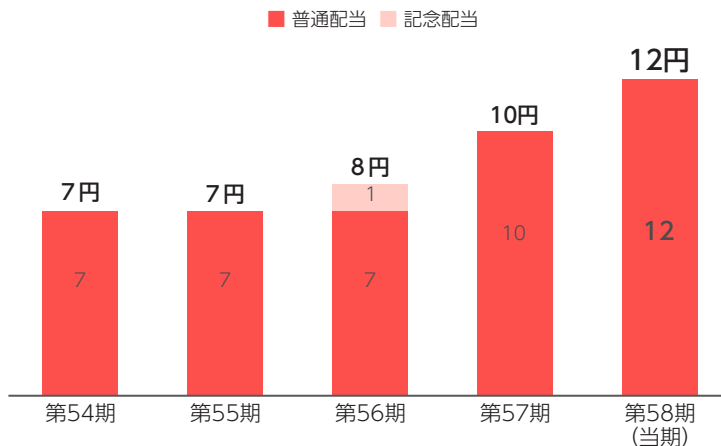
(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき**金12円00銭** **総額 222,298,944円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月29日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1 再任	のざき 野崎 まさひろ 正博 (男性) (満64歳)	代表取締役社長執行役員 株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長	13回/13回 (100%)
2 再任	たきざわ 滝沢 まさひこ 昌彦 (男性) (満68歳)	取締役副社長執行役員経営管理本部長	13回/13回 (100%)
3 再任	ごとう 後藤 まさゆき 昌幸 (男性) (満63歳)	取締役常務執行役員生産本部長兼生産 部長兼バイオ事業部長	13回/13回 (100%)
4 再任	おやなぎ 小柳 けいいち 啓一 (男性) (満61歳)	取締役常務執行役員営業本部長	13回/13回 (100%)
5 再任	たかしま 高島 まさき 正樹 (男性) (満62歳)	取締役常務執行役員経営管理副本部長 兼経営企画部長	13回/13回 (100%)
6 再任 社外 独立	なかやま 中山 まさこ 正子 (女性) (満52歳)	取締役 株式会社キタック代表取締役社長 セコム上信越株式会社社外取締役	10回/11回 (90.9%)

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

(注) 中山正子氏の取締役会出席回数は、2021年9月28日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

1 野崎正博

(1958年2月5日生 満64歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 当社入社	1999年 9月 代表取締役社長
1991年 9月 取締役営業部長	2021年 9月 代表取締役社長執行役員（現任）
1997年 9月 常務取締役営業本部長	

■所有する当社株式の数

523,120株

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、最高経営責任者としてリーダーシップを発揮し、また、営業分野を始め様々な部門に精通するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 たき ざわ まさ ひこ
滝 沢 昌彦

(1954年7月7日生 満68歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年 7月 当社入社 管理部付部長	2017年 9月 専務取締役
2011年 9月 取締役管理部長	2020年 9月 取締役副社長経営管理本部長
2015年 9月 常務取締役管理部長	2021年 9月 取締役副社長執行役員経営管理本部長（現任）

■所有する当社株式の数

3,000株

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

■取締役候補者とした理由

経営企画、人事及び財務分野を始め様々な分野で豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣幹部としてリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3 後藤 昌幸

(1958年10月26日生 満63歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年11月	当社入社	2020年9月	常務取締役生産技術本部長兼生産部長兼バイオ事業部長
2002年7月	本社工場長	2021年9月	取締役常務執行役員生産技術本部長兼生産部長兼バイオ事業部長
2012年7月	執行役員生産統括部長兼商品開発部長	2022年6月	取締役常務執行役員生産本部長兼生産部長兼バイオ事業部長（現任）
2013年9月	取締役生産統括部長		
2019年9月	常務取締役生産統括部長兼商品開発部長		

■所有する当社株式の数

7,000株

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

■取締役候補者とした理由

生産及び商品開発分野で豊富な経験を有し、安全・安心な商品の製造や収益性向上でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

4 小柳 啓一

(1961年2月7日生 満61歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2020年9月	常務取締役営業本部長兼営業推進部長兼東京支店長
2006年2月	東京支店長	2021年3月	常務取締役営業本部長
2012年7月	執行役員東京支店長	2021年9月	取締役常務執行役員営業本部長（現任）
2015年7月	執行役員営業統括部長兼東京支店長		
2016年9月	取締役営業統括部長兼東京支店長		

■所有する当社株式の数

4,000株

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

■取締役候補者とした理由

営業分野で豊富な経験を有し、全国の顧客営業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

5 たか しま まさ き
高 島 正 樹 (1960年5月20日生 満62歳)

再 任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

2016年 7月 当社入社 執行役員経営企画部長
2017年 9月 取締役経営企画部長
2021年 9月 取締役常務執行役員経営管理副本部長
兼経営企画部長 (現任)

■所有する当社株式の数

1,300株

■取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

■取締役候補者とした理由

経営企画分野で豊富な経験を有し、中期経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、経営戦略の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

6 なか やま まさ こ
中 山 正 子 (1969年11月27日生 満52歳)

再 任 **社 外** **独 立**

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

2006年 5月 株式会社キタック入社
2009年 1月 同社取締役兼CGソリューションセンター長
2013年 1月 同社常務取締役
2015年 1月 同社専務取締役
2017年 1月 同社代表取締役社長 (現任)
2018年 6月 セコム上信越株式会社社外取締役 (現任)
2021年 9月 当社取締役 (現任)

■所有する当社株式の数

—株

■取締役会への出席状況

10回/11回 (90.9%)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社キタックの代表取締役社長として会社経営の知識と経験を有し、当社において職務・役割を公正な立場から適切に遂行していただいております。引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

■重要な兼職の状況

株式会社キタック代表取締役社長
セコム上信越株式会社社外取締役

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 中山正子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 当社は、中山正子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は29頁に記載のとおりとなります。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

(ご参考)

当社は、「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」を次のとおり定めております。

「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」

当社は、代表取締役の選定・解職、取締役の選任・解任及び取締役候補の指名に当たっては、取締役選解任基準に基づき、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定します。

社外取締役候補の指名に当たっては、社外取締役選任基準に基づき、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加えて、当社が定める独立性判断基準を満たす者とし、独立社外取締役3分の1以上を、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定します。

取締役のスキルマトリックス

氏名	社内取締役（候補者を含む）が 経験（管掌役員を含む）を有する分野									当社が社外取締役 （候補者を含む）に 特に期待する分野		
	企業経営	経営戦略	営業 マーケティング	製造 技術研究	商品開発	E S G	法務 リスク管理	人事 人材開発	財務会計 税務	企業経営	法務 リスク管理	財務会計 税務
監査等委員でない 取締役	野崎正博（再任）	●	●	●			●					
	滝沢昌彦（再任）		●				●	●	●	●		
	後藤昌幸（再任）				●	●						
	小柳啓一（再任）			●		●						
	高島正樹（再任）		●				●			●		
	中山正子（再任・社外）										●	
監査等委員である 取締役	高山佳代子				●	●						
	坂井啓二（社外）											●
	古川兵衛（社外）										●	
	吉田至夫（社外）									●		

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2021年7月に景気回復の起爆剤と期待された東京オリンピック・パラリンピックが無観客開催となり、同時期に新型コロナウイルス変異株のデルタ株発生により新規感染者数が急増したことや、2022年3月下旬にまん延防止等重点措置が全面解除されたものの、相次ぐ変異株の出現により新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことなどから引き続き外食産業や観光産業を中心に経済活動は低調に推移しました。また、2022年2月のロシアのウクライナ侵攻に端を発する国際情勢不安や世界経済の混乱などもあり、景気回復について予断を許さない状況が続いています。

すり身をはじめとした原材料、原油などの資源価格は、世界経済の回復基調、ウクライナ情勢、急激な円安の進行などにより高騰し、また、慢性化しつつある人手不足による人件費の増加など、様々なコストが想定を超えて大幅に上昇し、不安定な社会経済情勢のなかでこれらの価格はさらに上昇するおそれもあり、当社グループを取り巻く経営環境はより一層厳しさを増しています。

このような状況のもと、当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）を目指し、2021年7月から2026年6月までの第二次中期経営計画の初年度を迎え、“国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道」を確実に実現する”を基本方針として経営課題に取り組んでいます。

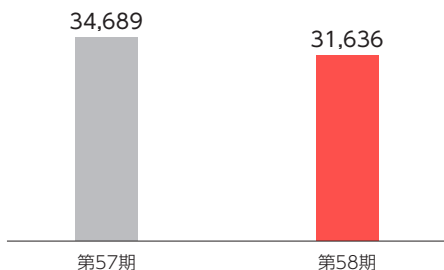
また、地球環境の維持は企業活動の持続的な成長・発展のためには不可欠であり、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の達成を目指し、2021年7月1日には「持続可能な社会の実現への貢献と企業価値向上を両立する」ESG経営を推進するために「一正蒲鉾株式会社ESG経営宣言」を制定し、ステークホルダーの皆さまと協働しながらサステナブルな課題の解決に取り組んでいます。

以上により、当連結会計年度の売上高は316億36百万円、営業利益は5億45百万円（前連結会計年度比11億89百万円（68.5%）の減少）、経常利益は6億23百万円（前連結会計年度比11億82百万円（65.5%）の減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5億65百万円（前連結会計年度比21億18百万円（78.9%）の減少）となりました。

売上高

316億36百万円

(百万円)

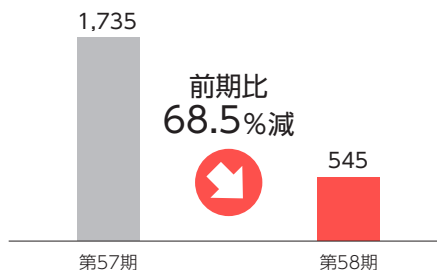


当社グループは「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しています。経営成績に関する説明の当連結会計年度の各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっていることから、前連結会計年度と比較した売上高の増減及び前期増減率は記載していません。

営業利益

5億45百万円

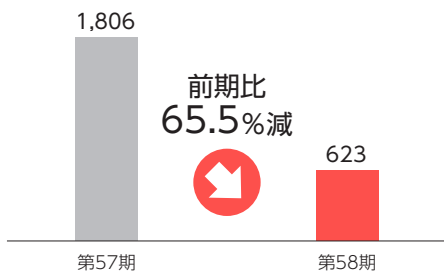
(百万円)



経常利益

6億23百万円

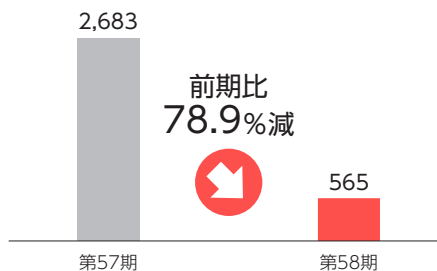
(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

5億65百万円

(百万円)



当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりです。

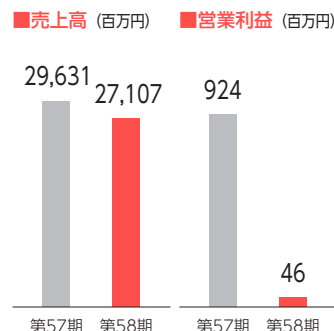
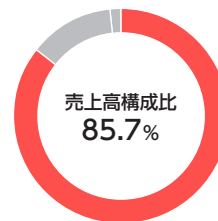
① 水産練製品・惣菜事業

- 1 水産練製品の製造販売
- 2 各種惣菜の製造販売
- 3 前各号に附帯する一切の業務

健康志向の高まりが続いているなかで、主力商品群のカニかまは魚肉たんぱくが手軽に摂れる食材として多くの支持を集めています。なかでも、期間限定商品「サラダスティック枝豆風味」は“夏のおつまみ”として、また、食べ応えのある「大ぶりカニかま」やそのリニューアル商品の「ガブリッチ魅惑のカニかま」は“晴れの日”の食卓シーンの主役としてたいへんご好評をいただきました。海外向けには常温商品のカニかま「SeaSalad（シーサラダ）」を開発し、アジア各国で試験販売をしており、中東方面にも輸出先を拡大しています。加えて、年末のおせち商品は、主原料・副材料のすべてが国産の「純」シリーズの蒲鉾や伊達巻が伸びましたが、売上に関しては、収益認識会計基準等の適用及び2021年5月の連結子会社マルス蒲鉾工業株式会社の清算等の減少影響がありました。

また、製造コストに関しては、主原料であるすり身価格の国際相場の高騰が続いています。これは、健康志向の高まりや新興国の経済成長による世界的なすり身需要の増加、ロシアへのウクライナ侵攻に対する経済制裁により、ヨーロッパ諸国がスケトウダラ製品の輸入をロシアからアメリカへシフトしたことも背景となっています。また、エネルギー価格は原油価格の代表的な指標の一つであるWTIが100ドル前後で推移するなど、新型コロナウイルスからの世界経済の回復やウクライナ情勢を要因として高止まりの傾向を示しています。さらには穀物等の需要拡大や主要産地の天候不順等による度重なる食油の値上げ、急激な円安の進行も重なり様々なコストの上昇が続いています。こうした状況から、当社は水産練製品、惣菜類について2022年3月1日出荷分より約5%～15%の価格改定を行いました。当連結会計年度における利益効果は限定的でした。

以上の結果、当事業の売上高は271億7百万円、営業利益は46百万円（前連結会計年度比8億77百万円の減少）となりました。



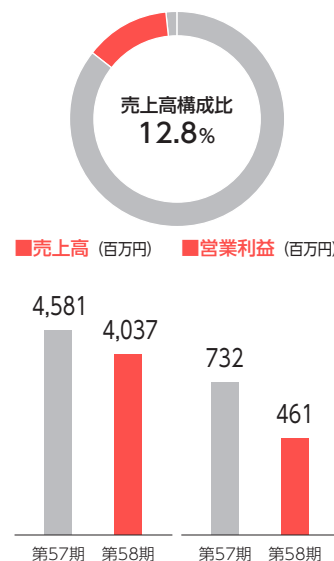
② きのこと事業

- 1 きのこと類の生産販売
- 2 前号に附帯する一切の業務

一般的に野菜の生育は順調に推移し、一部の野菜の品薄もあり秋以降の野菜の市場価格は前年を上回りましたが、きこの市場価格に関しては、消費の伸び悩みと他社の増産の影響もあり、供給過多状態により軟調に推移しました。

そのような市場環境のなか、生産面においては、安定栽培や生産の効率化、品質管理体制の強化に努めるとともに、販売面においては、大容量商品や新発売の「希なり」の提案・販売強化を行いました。

以上の結果、当事業の売上高は40億37百万円、営業利益は4億61百万円（前連結会計年度比2億71百万円の減少）となりました。



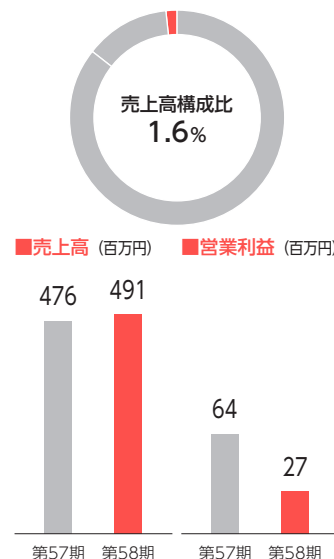
③ その他

- 1 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- 2 倉庫業
- 3 前各号に附帯する一切の業務

運送事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国内需要が低迷し消費全体が足踏み状態にあるなか、主に気象影響による輸入青果物の取扱数量の減少に加え、設備投資に伴う減価償却費の増加及び燃料価格高騰により、売上高、利益ともに前期を下回る結果となりました。

倉庫事業においては、売上高は前期を若干下回りましたが、保管効率の改善へ向けた取組強化により、利益は前期を上回る結果となりました。

以上の結果、その他の売上高は4億91百万円、営業利益は27百万円（前連結会計年度比36百万円の減少）となりました。

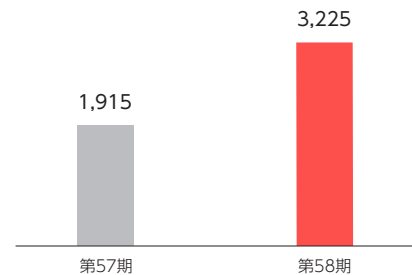


(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は32億25百万円であり、その主なものは次のとおりです。

- 本社工場の水産練製品製造設備
- 関西工場の水産練製品製造設備
- 栽培センターのきのこ生産設備
- 本社第二工場の建設

設備投資(百万円)



(3) 資金調達の状況

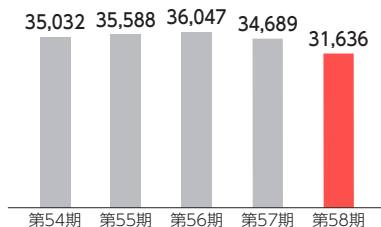
当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しています。

(4) 財産及び損益の状況

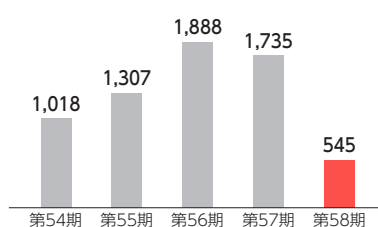
区 分	第 54 期 (2018年 6 月期)	第 55 期 (2019年 6 月期)	第 56 期 (2020年 6 月期)	第 57 期 (2021年 6 月期)	第 58 期 (2022年 6 月期)
売 上 高	35,032百万円	35,588百万円	36,047百万円	34,689百万円	31,636百万円
営 業 利 益	1,018百万円	1,307百万円	1,888百万円	1,735百万円	545百万円
経 常 利 益	1,051百万円	1,254百万円	1,867百万円	1,806百万円	623百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	557百万円	672百万円	252百万円	2,683百万円	565百万円
1株当たり当期純利益	30.17円	36.47円	13.72円	145.62円	30.73円
総 資 産 額	24,280百万円	23,698百万円	22,053百万円	22,216百万円	25,296百万円
純 資 産 額	10,911百万円	11,042百万円	11,174百万円	13,585百万円	13,862百万円

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第58期の期首から適用しています。

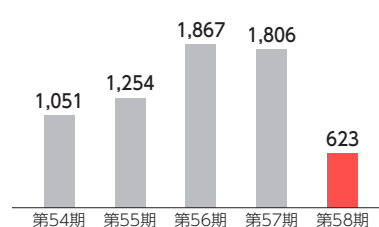
売上高 (百万円)



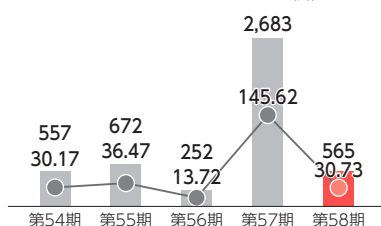
営業利益 (百万円)



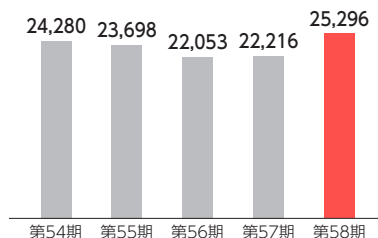
経常利益 (百万円)



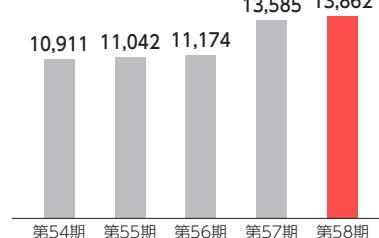
親会社株主に帰属する当期純利益 1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)

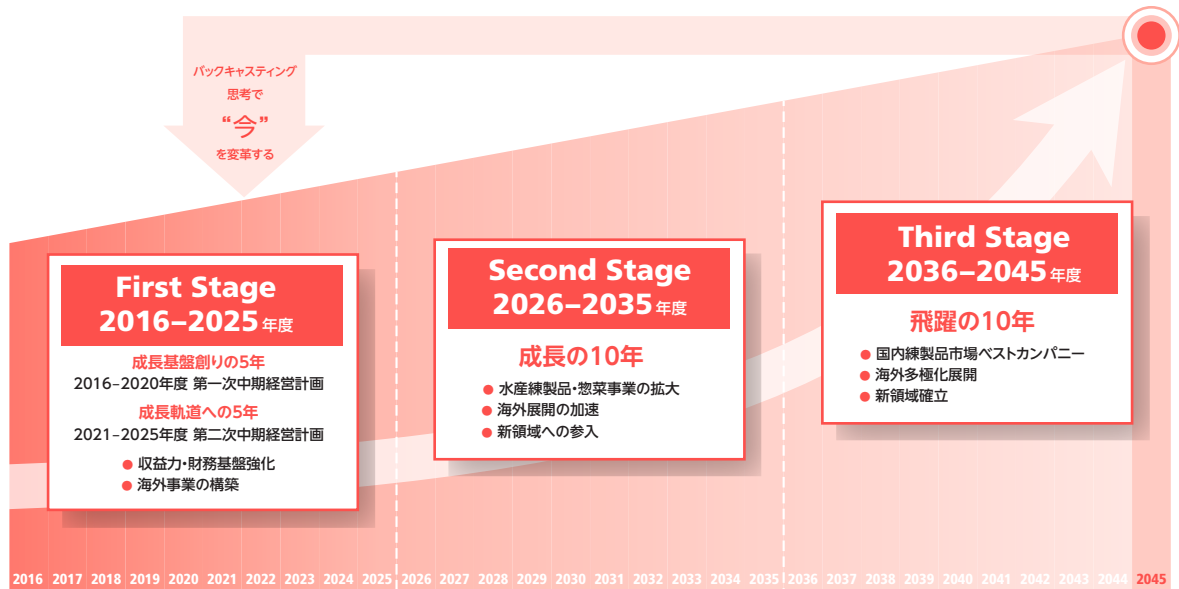


純資産額 (百万円)



(5) 対処すべき課題

当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）である、「“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして世界中に日本の“食”で貢献するグローバル企業」「常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業」「あらゆるステークホルダーの皆さまに“食”を中心に“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業」のもと、2021年7月から開始した5か年の第二次中期経営計画「成長軌道への5年」において収益力、財務基盤の強化に取り組むとともに、海外事業の更なる拡大を進めています。



【経営基本方針】

「国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道」を確実に実現する。」

- ・国内マーケットは少子高齢化のもと縮小が予想されるが、商品力、生産力、販売力に磨きをかけ、競争優位性を実現しシェア拡大を目指す
- ・海外マーケットでは成長マーケットを分析し、水産練製品・惣菜事業、きのこ事業ともに拡販を推進する

【全社戦略】

上記の経営基本方針のもと、5つの重要戦略キーワードから全社戦略を設定し、戦略実行に向けた戦術・施策を策定し、実行します。

① 「変革」と「創造」

持続的成長と働きがい向上のために人財投資を積極的に行うとともに、「変革」と「創造」を基軸とした考動を通じ経営環境の変化を克服します。

② 「選択」と「集中」

水産練製品・惣菜事業は商品・市場・生産等の「選択」と「集中」を徹底し、魚肉たんぱく製品の強みを活かした攻めの販売施策を通じ国内において圧倒的な基盤をつくりま

③ 「デジタルトランスフォーメーション（DX）」

全社で「DX」の推進に取り組み、ニューノーマルでの競争優位性を確立し、事業収益の最大化を実現します。

④ 「新規事業」

「新規事業」への取組みは、第二次中期経営計期間中に探索を行い事業化に着手します。

⑤ 「アライアンス」

お取引先さまと強固かつ高品質な「アライアンス」体制を構築し、ともに環境・経済・社会等の変化に対応します。

(中期経営計画最終年度 2026年6月期数値目標)

連結売上高	:	400億円
連結営業利益	:	26億円
自己資本利益率 (ROE)	:	10%
投下資本利益率 (ROIC)	:	9%
自己資本比率	:	60%台

※収益認識に関する会計基準適用後の数値

(ご参考) サステナビリティに対する取組み

①サステナビリティ委員会

当社グループは、2021年7月に「一正蒲銓株式会社 ESG経営宣言」を制定し、同時にスタートした第二次中期経営計画においてESG経営を計画の基盤に位置付け、持続可能な社会の実現への貢献と企業価値向上の両立を目指しています。

2021年12月には、当社グループのサステナビリティの推進をより全社的観点から統括し、ESG経営を実効的に進める体制をととのえるため「サステナビリティ委員会」を設置しました。本委員会は第58期中に3回開催され、当社グループのサステナビリティに関わる基本方針、戦略・戦術を審議しました。

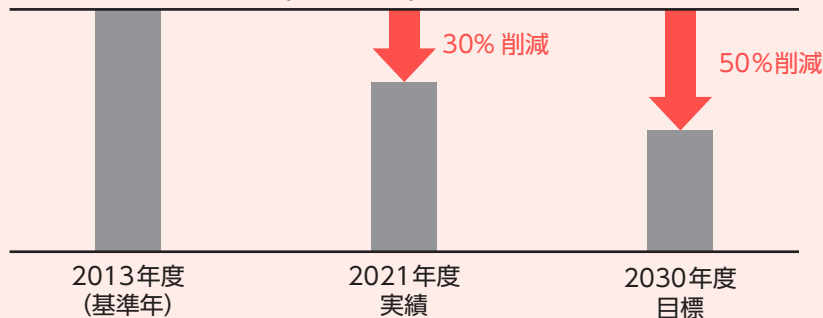
	開催日	議題
第1回委員会	2022年1月24日	中長期環境ビジョン及び中長期目標
第2回委員会	2022年4月1日	TCFD提言への対応について
第3回委員会	2022年5月30日	(1)第59期全社環境活動方針 (2)第59期全社労働安全衛生活動方針 (3)健康経営戦略

②TCFD提言への賛同及びCO2排出量削減目標



サステナビリティに関する全世界的課題である気候変動リスクへの対応に関し、当社グループは、サステナビリティ委員会での審議、取締役会の決議を経て、TCFD提言への賛同を表明するとともに、TCFD提言への取組みを公表しました。このなかで、CO2排出量削減目標を2030年度▲50%（対 2013年度比）と決めました。

【CO2 排出量削減目標】（Scope 1・Scope 2の合計排出量）



(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送事業・倉庫事業

② 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(持分法適用会社) PT. KML ICHIMASA FOODS	583万US\$	40.0%	水産練製品製造販売事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年6月30日現在)

① 当社の主要な工場及び営業所

本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地

工場：本社工場（新潟市東区津島屋）

聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）

東港工場（新潟市北区白勢町）

山木戸工場（新潟市東区山木戸）

北海道工場（小樽市銭函）

関西工場（守山市古高町）

栽培センター（阿賀野市十二神）

支店：札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

営業所：上記支店内及び主要都市3ヶ所

② 子会社の事業所

株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）

(8) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	794名	12名増
きのこ事業	122名	2名減
その他	36名	1名減
合計	952名	9名増

(注) 臨時従業員は、前期で946名、当期で855名であり、上記従業員数には含まれていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
916名	14名増	39.6歳	11.8年

(注) 1. 社外への出向者4名は、上記従業員数には含まれていません。

2. 臨時従業員は、前期で936名、当期で846名であり、上記従業員数には含まれていません。

(9) 主要な借入先 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社 第四北越銀行	2,490百万円
新潟県信用農業協同組合連合会	859
株式会社 日本政策投資銀行	482
株式会社 みずほ銀行	352
株式会社 東邦銀行	320
三井住友信託銀行株式会社	170
農林中央金庫	166
日本生命保険相互会社	150
株式会社 りそな銀行	106

(10) 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しています。

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としています。

2. 株式に関する事項 (2022年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,590,000株 (自己株式65,088株を含む)
 (3) 株 主 数 12,833名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 ノ ザ キ	5,774千株	31.16%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	1,090	5.88
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	957	5.16
野 崎 正 博	523	2.82
サ ト ウ 食 品 株 式 会 社	516	2.78
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	413	2.23
川 口 栄 介	328	1.77
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	257	1.39
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 亀田製菓口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	252	1.36
株 式 会 社 東 邦 銀 行	232	1.25

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (65,088株) を控除して計算しています。
 2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する147,000株は含まれていません。

3. 役員に関する事項 (2022年6月30日現在)

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野 崎 正 博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
取締役副社長執行役員	滝 沢 昌 彦	経営管理本部長
取締役常務執行役員	後 藤 昌 幸	生産本部長兼生産部長兼バイオ事業部長
取締役常務執行役員	小 柳 啓 一	営業本部長
取締役常務執行役員	高 島 正 樹	経営管理副本部長兼経営企画部長
取 締 役	中 山 正 子	株式会社キタック代表取締役社長 セコム上信越株式会社社外取締役
社 外 独 立		
取締役 (監査等委員)	高 山 佳 代 子	
取締役 (監査等委員)	坂 井 啓 二	坂井会計事務所所長 株式会社大光銀行社外取締役 (監査等委員)
社 外 独 立		
取締役 (監査等委員)	古 川 兵 衛	古川兵衛法律事務所所長
社 外 独 立		
取締役 (監査等委員)	吉 田 至 夫	株式会社新潟クボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役
社 外 独 立		

- (注) 1. 中山正子氏は、2021年9月28日開催の第57期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 高山佳代子氏は、2021年9月28日開催の第57期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
3. 中山正子氏、坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役であります。当社は中山正子氏、坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ています。
4. 中山正子氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 坂井啓二氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 古川兵衛氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 吉田至夫氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
8. 高山佳代子氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めています。
9. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年6月30日現在における執行役員は次のとおりです。

氏名	担当
野崎正博	社長執行役員
滝沢昌彦	副社長執行役員経営管理本部長
後藤昌幸	常務執行役員生産本部長兼生産部長兼バイオ事業部長
小柳啓一	常務執行役員営業本部長
高島正樹	常務執行役員経営管理副本部長兼経営企画部長
村山徳裕	上席執行役員管理部長
酒井基行	上席執行役員北海道事業部長兼北日本統括部長兼札幌支店長兼仙台支店長
田邊良隆	執行役員eコマース推進部長
中野晃	執行役員技術研究部長兼商品開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役）5名と責任限定契約任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が業務に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

- ・取締役の報酬等は、外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように体系構築しています。

業務執行取締役の報酬等は、イ.固定報酬としての基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しています。

イ.基本報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別及び同一役位内の等級別に報酬額を設定しています。

ロ.賞与は、金銭で支給するもので、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROEの目標達成状況に応じて変動することとし、毎年9月の支給としています。

ハ.株式報酬は、信託を通じ業務執行取締役に対して連結売上高営業利益率の実績水準に応じて、ポイントを毎年付与し、退任時まで付与されたポイントを合計した数に応じた数の当社株式について、退任後に給付を受けることとしています。

- ・いずれの報酬も独立社外役員会に諮問し答申を得るものとし、取締役会で決定することとしています。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外役員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。
- ・非業務執行取締役の報酬については、経営監督の役割を勘案して賞与及び株式報酬は支給せず、基本報酬のみの支給としています。
- ・取締役について退職慰労金の制度はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の報酬等については、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）と取締役（監査等委員である取締役）を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員である取締役）は年額40百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち、社外取締役1名）、取締役（監査等委員である取締役）は4名（うち、社外取締役3名）です。

- ・また、上記の報酬限度額とは別枠で、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役）以外の業務執行取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託」を導入すること、及びその3事業年度当たりのポイント数の合計は96,000ポイントを上限とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役以外の取締役（非業務執行取締役を除く。）は5名です。
 - ・2015年8月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決定していますが、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲におきまして打ち切り支給することを決議しています。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- ・当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役で構成される独立社外役員会を設置し、取締役の報酬制度構築・改定及び報酬内容等にかかる審議を行っており、取締役会は当該答申を承認のうえ決定することとしています。
 - ・業務執行取締役の基本報酬は、代表取締役社長執行役員が各業務執行取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案したうえで役位及び同一役位内の等級を諮問し、賞与・株式報酬は、それぞれの決定方法による適用支給月数・業績係数を諮問し、いずれも株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会において当該答申の承認を経て、業務執行取締役の個人別の基本報酬の額及び取締役評価に基づいた賞与の評価配分を代表取締役社長執行役員野崎正博に再一任しています。これらの権限を再一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の部門業績と個人別評価を行うには、代表取締役社長執行役員が最も適しているからです。
 - ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、独立社外役員会に原案を諮問し答申を得ています。
 - ・取締役（監査等委員である取締役）の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定しています。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等 委員を除く。) (うち社外取締 役)	135,976 (2,700)	97,650 (2,700)	28,263 (-)	10,063 (-)	6 (1)
取締役 (監査等 委員) (うち社外取締 役)	22,800 (11,400)	22,880 (11,400)	-	-	5 (3)

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれていません。
 2. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
 3. 上記には、2021年9月28日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 1名を含んでいます。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

- ・当社は、短期の業績連動報酬として賞与を支給していますが、賞与算定のための取締役評価制度において、代表取締役社長執行役員及び取締役副社長執行役員は全社業績のみで評価し、その他の業務執行取締役は全社・部門業績と個人別評価により評価しています。
- ・全社業績評価に当たって、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROEを評価指標としており、2022年6月期の目標・実績及び選定理由は次のとおりです。

評価指標	目標	実績	選定理由
連結売上高	340億円	316.3億円	企業成長性指標
連結営業利益	14億円	5.4億円	企業収益
連結ROE	6.5%	4.1%	株主収益

- ・賞与は、取締役評価により各業務執行取締役の適用支給月数を決定し、次の式で算定しています。

$$\text{賞与} = \text{各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基本報酬} \times \text{各適用支給月数}$$
 ※各適用支給月数は、従業員の最近事業年度の賞与支給月数実績を中心に評価におき、各業務執行取締役の取締役評価に基づき、その概ね30%~160%程度の範囲で適用しています。

- ・業績連動報酬は、職責に応じた成果・業績に対して処遇するものであり、高い役位者に対してより高い成果・業績責任を求める支給割合になっており、業務執行取締役である役付執行役員の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は概ね6.5～7.0対3.5～3.0程度、業務執行取締役である執行役員の実績報酬の支給割合は概ね7.5対2.5程度となっています。

⑥ 非金銭報酬等の内容

- ・当社は、中長期の業績連動報酬として「株式給付信託」の制度による株式報酬を採用しており、単年度の株式報酬は、次の式で算定しています。

$$\text{株式報酬ポイント} = \text{各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基準ポイント} \times \text{業績係数}$$

※業績係数は、中長期的な企業の収益基盤指標と考えられる連結売上高営業利益率の実績水準により1.0倍～1.3倍の範囲で適用しています。

- ・2022年6月期の連結売上高営業利益率の実績値は1.7%であり、該当ランクの倍率を適用します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役中山正子氏は、株式会社キタックの代表取締役社長及びセコム上信越株式会社の社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）坂井啓二氏は、坂井会計事務所を開設し、また、株式会社大光銀行の社外取締役（監査等委員）を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）古川兵衛氏は、古川兵衛法律事務所を開設していますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉田至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役社長及び第一建設工業株式会社の社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	中山 正子	取締役会： 11回中10回 (90.9%)	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。
取締役 (監査等委員)	坂井 啓二	取締役会： 13回中12回 (92.3%) 監査等委員会： 13回中13回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、財務・会計に関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	古川 兵衛	取締役会： 13回中11回 (84.6%) 監査等委員会： 13回中12回 (92.3%)	主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、法務・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	吉田 至夫	取締役会： 13回中10回 (76.9%) 監査等委員会： 13回中11回 (84.6%)	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。

(注) 中山正子氏の取締役会出席回数は、2021年9月28日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としています。

(ご参考)

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に加えて、独立性判断基準を以下のとおり定めています。

以下の基準に該当する場合は、独立性がないと判断しています。

「独立性判断基準」

1. 当社の子会社、関連会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
2. 当社が10%以上の株式を所有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
3. 当社の株式を10%以上保有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
4. 当社との取引が直近連結売上高（販売先は当社決算、仕入先は取引先決算）の2%を超える取引先の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
5. 過去3年において当社から年間500万円以上の報酬を受けた法律専門家、会計専門家、コンサルタント（個人及び団体の場合には所属する者）
6. 当社より5,000万円以上の金員を貸し付けている会社・団体の役員
7. 当社より年間300万円以上の寄付を受けている団体の役員
8. 当社の取締役役に就任してから8年を超える者

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,112,470	流動負債	8,364,399
現金及び預金	2,318,833	支払手形及び買掛金	1,984,765
売掛金	2,884,656	短期借入金	1,495,000
商品及び製品	888,761	1年内返済予定の長期借入金	1,228,152
仕掛品	531,453	1年内償還予定の社債	100,000
原材料及び貯蔵品	2,289,432	リース債務	51,883
その他	199,892	未払金及び未払費用	1,860,553
貸倒引当金	△559	賞与引当金	80,828
		役員賞与引当金	18,672
		未払法人税等	176,906
		その他	1,367,638
固定資産	16,183,592	固定負債	3,068,671
有形固定資産	12,943,791	社債	200,000
建物及び構築物	4,324,171	長期借入金	2,376,335
機械装置及び運搬具	2,860,568	リース債務	159,372
工具、器具及び備品	167,085	繰延税金負債	9,177
土地	3,179,344	役員退職慰労引当金	36,988
リース資産	179,705	役員株式給付引当金	97,280
建設仮勘定	2,232,915	その他	189,515
無形固定資産	434,986	負債合計	11,433,070
投資その他の資産	2,804,814	純資産の部	
投資有価証券	2,466,889	株主資本	12,744,320
繰延税金資産	76,296	資本金	940,000
その他	286,128	資本剰余金	650,000
貸倒引当金	△24,500	利益剰余金	11,320,455
		自己株式	△166,135
資産合計	25,296,062	その他の包括利益累計額	1,118,672
		その他有価証券評価差額金	1,103,143
		為替換算調整勘定	15,528
		純資産合計	13,862,992
		負債・純資産合計	25,296,062

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上	高価	31,636,256
売上	利益	25,596,785
販売費及び一般管理費	総利益	6,039,470
営業外収益	営業利益	5,493,503
営業外収益	利益	545,966
受取配当金	利息	1,001
受取配当金	当金	36,100
受取配当金	料	17,467
受取配当金	料	28,191
持分による投資利益	投資利益	15,236
雑収入	雑収入	17,205
営業外費用	雑収入	23,816
支払手数料	利息	24,732
支払手数料	数	21,200
減価償却費	却	10,788
投資有価証券評価損	券評価	4,478
経常利益	利益	539
特別利益	利益	61,738
特別利益	利益	623,248
固定資産売却益	却益	3,605
補助有価証券売却益	券却益	36,580
特別損失	損失	134,289
固定資産除却損	却損	6,794
減損	損	6,169
税金等調整前当期純利益	利益	12,964
法人税、住民税及び事業税	税	784,759
法人税等調整額	調整額	165,469
当期純利益	利益	53,926
親会社株主に帰属する当期純利益	利益	565,363
	利益	565,363

招集、通知

P.2

株主総会参考書類

P.7

事業報告

P.15

連結計算書類

P.37

計算書類

P.39

監査報告書

P.41

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科	目		科	目	
流動資産		8,909,757	流動負債		8,304,447
現金及び預金		2,168,232	買掛金		1,984,765
売掛金		2,836,191	短期借入金		1,495,000
商品及び製品		890,166	1年内返済予定の長期借入金		1,228,152
仕掛品		532,502	1年内償還予定の社債		100,000
材料及び貯蔵品		2,288,521	リース負債		38,559
前払費用		42,447	未払金		1,124,149
未収入金		56,086	未払費用		197,037
その他の金		95,898	未払法人税等		169,487
貸倒引当金		△290	引当金		157,767
固定資産		15,615,671	役員賞与引当金		77,965
有形固定資産		12,526,820	設備関係支払手形		18,000
建物		4,076,213	設備関係の未払金		153,097
構築物		235,042	固定負債		508,565
機械及び装置		2,840,876	社長期借入金		200,000
車両運搬具		8,831	社長期借入金		2,376,335
工具、器具及び備品		159,574	社長期借入金		105,032
土地		2,860,113	役員株式給付引当金		97,280
リース資産		113,252	役員長期未払金		170,058
建設仮勘定		2,232,915	負債除く		14,044
無形固定資産		433,193	負債合計		11,267,198
借地権		206,735	純資産の部		
電話加入権		14,430	株主資本		12,207,383
リース資産		30,339	資本		940,000
その他の資産		181,687	資本剰余金		650,000
投資その他の資産		2,655,656	利益剰余金		650,000
投資有価証券		2,209,569	利益剰余金		10,783,519
関係会社株		232,714	の他利益剰余金		190,095
出資金		290	製品開発利益剰余金		170,000
長期前払費用		1,717	特別償却準備金		24,143
敷金及び保証金		34,902	公害防止準備金		10,000
会員権		25,152	海外市場開拓準備金		35,670
保険積立金		167,734	固定資産圧縮立金		54,706
繰延税金資産		8,076	別途積立金		1,386,000
貸倒引当金		△24,500	繰越利益剰余金		8,912,903
資産合計		24,525,429	自己株式		△166,135
			評価・換算差額等		1,050,846
			その他有価証券評価差額金		1,050,846
			純資産合計		13,258,230
			負債・純資産合計		24,525,429

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上 高			31,145,056
売 上 原 価			25,220,672
売 上 総 利 益			5,924,384
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,416,605
営 業 利 益			507,778
営 業 外 収 入			
受 取 利 息	1,001		
受 取 配 当 金	135,695		
受 取 賃 料	43,819		
受 取 手 数 料	28,191		
売 雑 電 収 入	17,205		
営 業 外 費 用			249,485
支 払 利 息	24,786		
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	18,638		
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	4,478		
支 雑 損	35,760		
経 常 利 益	32,527		116,190
特 別 利 益			641,073
固 定 資 産 売 却 益	3,405		
補 助 金 証 券 売 却 益	36,580		
投 資 有 価 証 券 買 入 損 失	134,289		174,276
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損 失	6,794		
減 損	6,169		12,964
税 引 前 当 期 純 利 益			802,385
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			141,183
法 人 税 等 調 整 額			55,059
当 期 純 利 益			606,142

招集、通知

P.2

株主総会参考書類

P.7

事業報告

P.15

連結計算書類

P.37

計算書類

P.39

監査報告書

P.41

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月15日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 石 尾 雅 樹

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 康 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月15日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 石 尾 雅 樹

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 康 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月19日

一正蒲鉾株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高山佳代子 ㊟

監査等委員 坂井啓二 ㊟

監査等委員 古川兵衛 ㊟

監査等委員 吉田至夫 ㊟

(注) 監査等委員坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

新潟市東区津島屋七丁目77番地 本社 2階会議室 ☎ 025(270)7111



交通アクセス



車を利用される方

※車にてご来場される方は、「正門」をご利用ください。



路線バスを利用される方

※「新潟駅前」より「津島屋七丁目南」下車(約30分)
E 42 大形線 津島屋ゆき
E 31 河渡線 下山スポーツセンターゆき

一正蒲鉾株式会社

〒950-8735

新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。